

利用料

利用料その他の費用は、次の通り定めます。

- (1) 介護保険法の介護給付費の1割の金額。その他の介護給付費の請求、受領につきましては法定代理受領により当事業所に権限を委任していただきます。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の居宅に赴いて、訪問介護支援を行う場合に要する交通費
 事業所からの距離が、5 km以上15 km未満の地域=250円
 15 km以上30 km未満=500円
 30 km以上の地域=1,000円
- (3) その他、費用の徴収が生じる場合は職員が説明し、同意を得ることとします。
- (4) 支払方法は、金融機関からの一括引き落としとします。
- (5) 利用予定日の24時間前までに中止の申し出がない場合は、キャンセル料として1回につき1,500円頂きます。なお、急な体調不良等はこの限りではありません。

介護予防訪問介護

(要支援1、2共通)

算定項目	身体介護・生活介護の区分なし	
	全額	利用者負担額
週1回程度の利用が必要な場合	13,204円/月	1,321円/月
週2回程度の利用が必要な場合	26,408円/月	2,641円/月

(要支援2)

上記を超える利用が必要な場合	47,907円/月	4,291円/月
----------------	-----------	----------

訪問介護

算定項目	身体介護	
	全額	利用者負担額
30分未満	2,985円/回	299円/回
60分未満	4,729円/回	473円/回
90分未満	6,869円/回	687円/回
90分以上 30分毎加算	974円	98円

算定項目	生活援助	
	全額	利用者負担額
30分以上 60分未満	2,696円/回	270円/回
60分以上	3,424円/回	343円/回